

今後の新地方公会計の推進に関する研究会（第25回）

【開催日時等】

○開催日時：平成25年12月10日（火）15：00～17：00

○場 所：総務省1階 共用会議室3

○出席者：鈴木座長、石原委員、鶴川委員、小西委員、小室委員、菅原委員、関川委員、
関口委員、財務省公会計室、東京都会計管理局、大阪府会計局、
青木大臣官房審議官、多田財務調査課長 他

【議題】

- （1）「地方公共団体における財務書類の作成基準に関する作業部会」の検討状況について
- （2）「地方公共団体における固定資産台帳の整備等に関する作業部会」の検討状況について
- （3）その他

【配付資料】

資料1 「地方公共団体における財務書類の作成基準に関する作業部会」における
これまでの主な検討状況

資料2 「地方公共団体における固定資産台帳の整備等に関する作業部会」における
これまでの主な検討状況

○配付資料に関して、事務局より説明

○「地方公共団体における財務書類の作成基準に関する作業部会」（以下「基準作業部会」という）の「総論関係」の主な検討状況について、事務局より説明（「資料1（前半）」関係）

○上記に係る意見等

- ・ 「財務書類の作成単位」について、財務書類に係る一般会計等と、一覧性のある資料として公表されている決算統計に係る普通会計の関係を示すことは重要と理解しており、その差異を注記等したほうがよいのではないか。
- ・ 「財務書類の構成要素」の財源の名称について、一般的に使用されている意味とニュアンスが相違するため、よりよい名称を考えたほうがよいのではないか。

○「基準作業部会」の「貸借対照表関係」の主な検討状況について、事務局より説明（「資料 1（後半）」関係）

○上記に係る意見等

1. 有形固定資産の評価基準

- ・ 取得原価のメリットは、実際の取引に基づいているため、信頼性がある、コストをかけずに情報がとれるといったことにあるが、推計取得原価には、そのメリットはないため、負担をかけて算出する必要はないのではないか。また、備忘価額 1 円については対象を限定した議論と考えられるため、具体的に議論を詰めていけばよいのではないか。
- ・ 開始時に取得原価が「不明な場合は合理的な算出方法」や、「適正な対価を支払わずに取得したもの」などについて、より適正な価値を見出していくため、推計取得原価を選択できたほうがよいと考える。推計方法として、償却資産については、例えば道路舗装は直近の整備単価が把握可能で、建設工事デフレーターは古いものからあるため、それほど負担なく推計できた。また、道路等の土地については、各都道府県で基準地価格が昭和50年度からあり、それ以前については係数を掛けることで、負担なく推計できた。こうしたことから、取得原価を推計するという視点をぜひ入れていただきたい。
- ・ 開始時に取得原価が不明な資産に係る資産計上額の推計方法については、借方だけではなく貸方の議論もあり、純資産にどのような勘定科目を掲記するのかという議論も必要ではないか。また、借方・貸方に大きな金額を計上した場合、その貸借対照表で住民に何を伝えるのかということ議論する必要があるのではないか。住民が知りたいことは、納めた税金の使い道と考えているが、原始取得が多い道路等の底地については、備忘価額 1 円のほうがよいのではないか。
- ・ 開始後は精緻にすることには異論はないと考えられるが、過去の取扱いは様々な考え方がある中で、今あるものをどう使うかという観点が重要ではないか。備忘価額 1 円とすると、現在ある財務書類を変更することになるため、過去に関してはこれまでの方法を認める方向でよいのではないか。
- ・ 既存の財務書類を開始残高に使用するということであるが、固定資産台帳整備の議論があるのではないか。
- ・ 開始時において取得原価がわかるものは取得原価、不明なものは再調達原価（道路等の底地は備忘価額 1 円）というのは、実務的にはよいのではないか。また、道路等の底地以外を再調達原価とすると、資産が膨らむという意見があるが、フレッシュスタートの観点、現行制度の補完という位置付けの中で開始時点において時価的な情報を捉えることにも意義が

あるという観点から、再調達原価の考え方もあるのではないか。

- ・ 減価償却費を計算することにより、アセットマネジメントにも警鐘を鳴らすことができること、資産・債務改革の観点からは売却可能資産が中心になることを踏まえると、道路等の底地は備忘価額1円、それ以外の資産は取得原価又は相当の見積額でよいのではないか。
- ・ 地方公営企業の法適用化の議論がある中で連結を見据えた場合、それぞれ整備手法が異なる固定資産台帳を整備して連結するという考えられる。しかしながら、これまでの新地方公会計モデルにおける取組や法適用化における固定資産台帳整備の取組との整合性も踏まえると、本表は過去の支出額ベースとし、固定資産台帳に再調達原価等を記載するといった考え方があるのではないか。
- ・ 「インフラ資産の区分」について、国際公会計基準（IPSAS）では、インフラ資産の説明はしているが、定義まではしていないことに留意すべきある。

2. 取替法

- ・ 消耗実績の精緻な管理等が前提であり、対象団体はほとんどないと考えられるが、統一的な取扱いとする観点からの議論が必要ではないか。
- ・ 道路については、耐用年数がわからないということが問題としてあり、理論的には打ち替えた時が道路の耐用年数で、打替費用が減価償却費と考えることができるのではないか。実務的には個々に減価償却を実施するのは煩雑であり、総合償却のような簡便法が認められているが、取替法も地方団体の実務者にとっては使いやすいのではないか。また、路面の維持管理に要する理論値がわからないという課題に対して、実績値の情報を示すことは有用ではないか。適正な管理が前提となっているが、その意識は全ての地方団体にとって必要なことではないか。
- ・ 同一資産を平均的に管理していく場合の取扱いであるが、地方団体は、今後アセットマネジメントの時代に直面すると考えている。膨大な取替費が発生し、行政コスト計算書に大きな金額が計上されるおそれがあるが、そのような計算書が住民にとって利用に値するものとなるのかを踏まえると、道路に関する維持補修費も確保されていない中、理論的には厳しいのではないか。

3. 資産・負債の分類（流動・固定又は金融・非金融）

- ・ 国民経済計算（SNA）との整合性とあるが、発生主義に基づいて積み上げたデータを、SNAと財務諸表の開示の両者に使えるようにするために整合性を確保するものと考えている。SNAが金融資産・非金融資産の分類だから合わせるという議論はあまり有益ではないのではないか。

- ・ SNAの場合は公的部門のみならず民間部門もなければならないが、企業会計でも採用していないSNAを意識した勘定科目体系を、地方公会計で採用する議論は、あまりにも進みすぎた議論ではないか。
- ・ 事務局から様々な観点から説明があったが、部分的にはできているが、全体的に見ると痛み分け（折衷）になっているというのが一番よくないことと考えている。それぞれの物差し（切り口）が整合的なのか整理する必要がある、論点を煮詰めないと判断が難しいのではないか。
- ・ 家計・企業・政府すべてが複式簿記の積み上げでSNAに連動するという壮大な考え方があるが、そこまで議論が成熟されていない中で、まずは地方公会計の考え方をどうするかという議論ではないか。
- ・ 企業会計の場合は、保有している流動資産が最終的には資金となるため、これを流動負債と比較することに意義はあるが、地方公会計にはその意義はあまりないのではないか。また、金融負債から金融資産を引いた純金融負債を標準財政規模のような指標と比較して有用であるならば、金融資産・非金融資産という分類にも意義があると考えており、この点に関して部会で議論したほうがよいのではないか。
- ・ 現行制度の中で分析可能なものもあり、地方団体に金融資産がどれ程あるかということによるのではないか。
- ・ 地方団体の場合、金融資産に関しては大幅な負債超過になっていると考えられるため、あまり金融資産にとられる必要はないのではないか。
- ・ 地方債残高以上に基金残高を保有している地方団体もあり、金融資産超過となっている地方団体もあるのではないか。

○「地方公共団体における固定資産台帳の整備等に関する作業部会」の主な検討状況について、事務局より説明（「資料2」関係）

○上記に係る意見等

- ・ 「固定資産台帳の記載項目(案)」の「取得財源内訳」について、増加と減少の財源内訳にしておかないと、除却等をした場合に財源消去ができないため、減少する場合の財源も記載すべきではないか。また、「減価償却累計額」の財源も区分掲記すべきではないか。貸方(財源)の議論を十分にしていないことが、地方公会計と企業会計の違いを識別できていない原因となっているため、財源の議論は台帳の整備の際にも重要ではないか。
- ・ インフラ長寿命化基本計画については、国全体で基本計画を作成し、地方団体等で行動計

画を作成し、さらに個別の施設計画を作成するという中で、様々な観点を考慮した上で対策費用の概算を整理するというイメージになっているが、固定資産台帳において、同様な情報を網羅的に整備することは重要と考えており、これをどう考えるかについても議論してもよいのではないかと。

- ・ 「固定資産台帳の記載項目(案)」について、減価償却は原則として翌年度からとしているが、当月又は翌月からでも可能としているため、減価償却開始年月日を追記したほうがよいのではないかと。

○その他の意見等

- ・ 本研究会は、地方公営企業法の財務規定等の適用範囲拡大の議論を踏まえた全体的なロードマップを示すことで役割を果たしたことになると考えているが、地方公営企業の法適用化は、法律規定であることを踏まえたタイムスケジュールを考慮する必要があるのではないかと。部会での作業は、上記の状況の中で、どこまでのことを求めることができるかという議論に引っ張られることになるのではないかと。